

飯舘村原発被害対応と暮らし・環境復興・再生プロジェクト提案 NO5

糸長浩司（日本大学教授、飯舘村後方支援チーム代表、
NPO 法人E A S代表）

短期的避難、一次二次避難、そして、三次～長期・恒常的避難、分村、還村に関する施策を展開する必要があります。その施策の展開は、飯舘村の今までの村づくりの歴史を生かし、村民参画による、まていな村の再生として実施する必要があります。今回の大災害で、いち早く村外避難をした村民達も多く、他地域での分散避難生活が続いています。これらの避難村民との連絡を取り合い、災害前の飯舘村全員の参画での村の再生を図ることが基本と考えます

そのためにも、その復興の拠点となる「まていな避難村」、飯舘村の分村の建設を提案します。数個の分村を建設し、それらを交通と通信ネットワークでつなぐことで、ネットワーク型の飯舘村再生が可能と思います。

以上の点を基本的姿勢として、村と村民との協働で、以下の具体的な対策を実施されることを提案し、支援していきたいと思います。

0. 村民達の参加でのワークショップの開催による飯舘村復興再生構想づくり

飯舘村は、村民参画での自然環境に配慮した、エコロジカルな村づくりを進めてきた実績があります。村の総合計画の策定、その後の各種の事業展開も村民総参加で進めてきた実績があります。

この災害進行時において、また、避難とその後の復興再生の方向性に関して、真剣に村民の多くの意見と叡智を集めることが必要です。また、長年、飯舘村の村づくりを支援してきた人達を交えて、「飯舘村復興再生構想」づくりを早急に行うことが必要です。

いつ帰るのか、当面は無理だとしたら、どういう村の姿を今後描いていくのか、自分たちの暮らしをどう再建し、子孫に飯舘村の貴重な自然、文化・歴史、社会資源をどう継承していくのか、その方向について村民達の思いと希望を具体化していくことが求められています。希望的な帰村への期待だけでは対応できない厳しさが、放射能汚染にはあります。これを真摯に受け止め、大胆な避難村、移住村、分村、そして、還村の長期的な構想も必要となっています。

1. 村民の長期的な健康リスク対応策／健康管理手帳

①国に、村民全員の「放射能対策健康管理手帳」（仮称）を発行させる。

3月15日以降の村民の居住場所、期間、推計累積放射能被曝量、食事履歴、健康状態を明記する。

②そのためには、事前に、村独自の「健康管理手帳」を作成し、村民に配布。

③今後の国、東電との健康被害補償交渉にとって重要な村民の証拠書類になる。

④「ホール・ボディー・カウンター」装置で村民全員（避難者も含む）の内部被曝量を把握する。そのための器械使用を県、国、東電に要請する。

特に、子ども、妊婦に関して優先的に実施する。

2. 環境基本法を至急改正することを国に要請する

今回の放射能汚染に伴う村民の長期的健康被害は、水俣病以上の放射能公害問題とし

て取り扱うべき状況になりつつあります。この問題は、飯舘村村民だけの問題ではありません。

大気、土、水を東京電力という一企業により広範囲に放射能汚染させた状況は、「放射能公害」であり、国レベルでは環境省を核とした、補償を含めた総合的継続的モニタリングと対策が必至です。しかし、現行の環境基本法では、第13条（放射性物質による大気の汚染等の防止）「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。」とあり、環境省は埒外におかれ、経済産業省と文科省の原発推進省の管轄という歪んだ法律となっています。一日も早く法律を改正し、国レベルでは環境省での環境への放射能汚染対策と、国民の健康リスク回避と補償の行動を起こすべきです。それが早急に難しい場合には、第3（国の責務）「国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」に基づいての対策を早急に図ることを国に要請する必要があります。

3. 村内に残って働く村民、行政職員の健康リスク対策

① 1の健康リスク対策を優先的に行う。

現在の内部被曝量と外部被曝量を併せた推定累積被曝量を確定してから、就業を開始する。

② 就業前には、原発作業員と同様に、放射能リスクに関する研修を受ける。

③ 現在の村内での外の放射線量率は高低差があるが、警戒区域の値をこえる箇所も多くあり、この状況で働くことは、例えば建物内が低い値で確保されていても、リスクが高い。一種の原子炉施設で働く環境と類似している。

原子炉施設で働く労働者と同等の健康管理システムと、労働災害認定に関する手続きを明確にした上で就業を開始する。

④ 計画的避難区域での就業に関して、国が認めた状況下で、継続就業による発がん等が発生した場合、労災認定等での補償に関しての責任を明確にしておく。汚染発生責任者としての国及び東電の責任を明確にしておかないと、村が負担をしなければならない可能性が出て来る。

⑤ 全員に累積放射線量計を24時間携帯させ、想定時から、1mシーベルトを越える毎に、健康チェックを行い、就業継続の意志を確かめる。

⑤ 累積量の年間5.2ミリシーベルト、0.6μシーベルトは、放射線管理区域の安全基準値であり、かつ、原発作業員で白血病などの労災認定の最低基準値でもあるので、5.2ミリシーベルトに達した場合は、再度、労働者に就業継続の意志を問う。また、労災等を含めた対応を明確にする。

⑦ 以上の就業規則に関しては、経営者に徹底して指導、助言を村の責任で行う。

⑧ 飯舘ホームでの、チップの安定供給

飯舘村の老人ホームのチップボイラーの熱源のチップは、以前は飯舘村さんのチップであったが、震災時にまだ燃やしていたものも放射能汚染されている可能性が高いので、早急に灰を検査する。また、今後も汚染されていないチップの供給体制を至急作ること。

4. こどもの安全確保と、疎開学校の開設、サマー疎開・キャンプの勧め

① 子ども達の放射能被曝による健康リスクを少なくするためには、できるだけ放射能

線量の少ない地域に疎開させる。親の仕事の関係で遠くへの移動が難しい子どもに関しては、合宿形式の疎開学校を実施する。

疎開学校を、教員も一緒に行って開校する。

②川俣町内での小学校の除染の徹底

疎開授業が好ましいが。現在のまま、川俣町内の学校への通学を維持するのであれば、校庭及び周囲の徹底した放射能モニタリングと除染を、川俣町と共同で徹底して行う。

③子ども達の累積被曝量を少なくするために、県外の安全な地域で夏休み期間に子ども達を非難させ、サマーキャンプ等を実施し、リフレッシュを図る。飯舘村の子ども達は以前より、サマーキャンプの経験もあるので、遠隔地でも十分対応できる。全国のNPO等はこの実施に関して、後方支援チームは働きかけており、村、村民の「負けねど飯舘」で受け皿を明確にしてくればよりスムーズに実施可能である。

→ 日大の富士山の麓の施設で、8月16日～21日に実施予定。

5. まδειな避難村、飯舘分村 及びネットワークの構築

(災害エコビレッジネットワーク構想)

避難先で、落ち着いた生活と生業ができる環境を、早急に整える。中・長期的期間の滞在もあり得ることを想定し、避難環境は、仮設の村を想定した総合的な避難環境を整備確保する。その場合は、避難先での居住環境を家族で確保できるようにする。集落単位でまとまった公営住宅等に入居出来れば良い。それが難しい場合で分散居住になっても、村人が協働で働く場所、交流場所を数カ所用意する。

まδειな避難村は、数カ所建設してもよい。広大な土地を確保することは、現段階では不可能であろう。放射線量率の低い、福島県の西部、県外の安全な箇所、特に、安心して農業のできる箇所を探し、その自治体と協力して、本格的な、まδειな避難村、分村を建設する。今までの飯舘村のまδειな村づくりの発信基地として意義を持たせる。数カ所あってもよい。

①まδειな避難村づくり

費用は、国と東電の出資で、福島県内外に確保。

既存の工場や農林地の活用もある。

村民は、村営のマイクロバスで、職場に通勤する。

かつての三宅島の全島避難で、東京の八王子市周辺に島民は分散居住したが、三宅島農場を八王子に東京都所有の土地に確保し、島民はそこに通い、職場とコミュニケーションがとれて、避難暮らしの日常性と精神的安定が確保できた。

■飯舘村共同農場の開設（一次産業）

牧場、水田、畑地、里山での農業、農産物の加工場の確保。

この場所で、分散居住地からの避難村民は通って、仕事をする。当然、月給等は支給される。経営は、村営か、あるいは、協働組合的、農業法人化で対応。農協等の関与共同の集会室等も設置。

■飯舘村共同工場の開設（二次産業）

飯舘村の工場の機械、装置を移転させ、協働の仕事場とする。

経営は、個人経営、共同経営、村営等……。村の商工会の関与。

共同の集会室等も設置。

■飯舘村共同市場（三次産業）

飯舘村の商業者達が共同で市場を創設。飯舘村共同農場で生産した生産物や、加工品等を販売する。もちろん、生活日常品等も扱う。

■仮設飯舘村役場と子ども館（教育と行政）

小中学校が併設して設置できれば良いが難しい。

役場機能と、村民の子ども達の憩い、親子の交流の場として活用。

情報交換も含めて。

■避難村民の避難先に関する情報システムを確立すること。インターネット、FAX、携帯電話を活用した、総合的な情報システムを確立すること。

②避難した村民のネットワークと村再生の情報発信

村外、県外に個別に避難した村民に対して、情報、村の現況、避難村の状況や、季節毎での村内、集落内行事等の実施に関しての情報等を発信できるようにする。

そのためには、避難者の連絡先、ウェブサイト等の情報を収集し、それを介したネットワークを構築し、バーチャルな飯舘村の構築する。

情報に関しての多様な手段を持たない高齢者に関しては、村新聞、広報等を発送する。これらのネットワーク活動に関しては、『負けねど飯舘』の村民団体と協働して勧める。

飯舘までいな避難村（元気長屋）プロジェクトイメージ図

EAS



図 までいな避難村、災害エコビレッジのイメージ

★ 上記の避難村、分村の設置が必要と考えられるが、当面の避難地である、福島市内、飯野地区、相馬地区、松川町での飯舘村の「避難むらづくり」に関して支援していきたい。

- ① 仮設住宅地での集会、コミュニケーションの維持のための空間、菜園づくり（健全な土を入れた囲いでの野菜、花づくり等）、加工場等での働き場づくり
→ 相馬の仮設住宅地近くでの共同菜園と倉庫・休憩施設建設への助成確定
- ② 比較的安心な場所での共同菜園づくり
- ③ 村民、高齢者への聞き取り。交流会の開催等。イベント的な慰労会も含めて。
- ④ 高齢者のリフレッシュも兼ねて、「飯舘村匠塾」（仮）を組織し、出前講座を県外で

実施し、県外の人達との交流を深め、飯舘の暮らしの魅力を発信していく。

- ⑤ 20行政区での行政単位での避難状況、まとまりでの避難がどうなっているかの把握と避難先での、行政区村づくりへの支援

6. 移村の権利、還村の権利の法的整備

放射能汚染地域では、現段階のままでの居住は厳しいし、帰村し除染しながらの居住も厳しい。子どもの成長を考慮すると、長期的な視点での分村、新村建設を進める必要がある。そのための法的整備を早急に行うことが必要である。

- ①避難の権利だけでなく、移村の権利、そして、還村の権利を同時に確保するための法的整備。
- ②飯舘村の分村、移村の場所の確保と建設費用に関して、国、東電が保証する。
- ③飯舘村の土地は、30年～50年の定期借地権を国が設定し。村民にその借地権料を提供する。ただし、30年～50年の除染活動の結果として、帰れる条件ができた時は、飯舘村の村民にその権利を戻す。還村の権利を確保した、定期借地権とする。
- ④国は、借地権を設定した期間での土地利用に関しては、村民との土地利用協議会を設置し、除染、管理活動を行う。決して、放射能廃棄物の捨て場等にはしないことを確約した上での借地権の設定とする。
- ⑤定期借地権が設定されている期間であっても、村民は自宅の管理等も含めて、適時見回り、一次帰宅できる権利を保有する。

6. 飯舘村放射能汚染調査と修復事業の総合的継続的展開

(一日も早く還村できるためのプロジェクト)

飯舘村の汚染状況の徹底した調査と土壌等環境修復事業を、国、東電の費用で、村民参加での村営で実施する。放射能調査・修復事業を村の「産業」として実施する。ただし、従事する村民は、放射能被曝リストを伴うので、徹底した教育、訓練を実施し、専門技能者として育成する。外部からの放射能調査、修復試験に関しては、受託業務として事業展開をする。一日も早く、村に帰村できる環境を明確にしていく。全村でないとしても、部分的段階的な帰村の客観的な条件を明確にするための事業を実施する。

- 「飯舘村復興再生機構」(村、村民、研究者、事業者等)の設置と事業内容
費用は、東電、国、県からの資金提供+民間寄付等を充てる。

飯舘村放射能対策研究センター(仮)

- ①調査・モニタリングと飯舘村の放射能モニタリング結果の集積化
各地点の空中被曝量、対策の検討
土地利用種目別(宅地・畑・田・森林・水系等)
各種別での分析。
- ②研究(データの解析、国際的研究交流、物理学、放射線学、
土壌学、生物・生態学、ランドスケープ学、ファイトリメディエーション学、農林学、
建築・農村計画学、環境社会学、環境法学、原発災害学)
→ 総合的放射能対策研究機関の創設
- ③試験的修復技術適用=放射能汚染修復再生実験機構の設置
 - ・土壌改良・汚染土の除去・放射性物質吸着などの手法・技術検討
 - ・菜種、麻、キノコ等の植物によるファイトリメディエーション
 - ・柳による水際の浄化

- ・ゼオライト等による鉱物浄化(吸着)修復
- ・汚染度合いの高い土壌の集積等
- ・牧草地、畑地、森林、宅地等の放射能汚染浄化技術の開発と適用
- ・汚染水（河川、溜池、ダム）の除染技術の開発と適用

④上記の修復技術の開発のためには、村内のモデル的農家、農園、森林を確定し、継続的、総合的なモニタリングと除染等の事業を展開する。

⑤教育と広報普及事業

- ・避難村民の健康相談、
精神面を含む健康管理、低量放射能被曝対策
- ・放射能環境教育（内外被曝問題、対処、チェルノブイリ問題、暮らし方）
- ・避難地での暮らしと生活への支援、個別の避難先の情報提供
- ・将来を含む健康被害補償への対応（法的・政治的）
- ・広報（行政、村民に的確な情報提示）

⑥村民の暮らしと命を守るための法制度、保障システム提案

⑦原発公害復興基金の創設（国、東電、義援金等）

⑧ 使用できない牧野（共同牧野）へのソーラーパネル設置による、エネルギー産業の確立。国、東電への働きかけと全国に資金を募り、設置する。

★ 上記の帰村の可能性を長期的にさぐるために、以下の点を支援していきたい。

① 村内の全域での放射能汚染状況の調査と地図化

定期的な全村での車での測定。また、村民の車に、無線、データログ付きの放射能測定器を付けて、村内全域での放射能データを、随時地図化するシステムの提供。
EAS、日大、慶応大学、千葉大のグループとの共同プロジェクトとして。
飯舘村の高・低放射能地図を随時、作成する。

② 放射性物質セシウムの森林、農地等での土壌浸透度合いの把握

山、田、畑、宅地での浸透度合いを定期的に測り、放射能の環境半減期を明確にしていく。 広大、京大との共同プロジェクト。

③ 放射能汚染除去プロジェクト

山際、沢、田、畑、宅地での除染プロジェクト
特定の場所での、除去手法の試験的継続的取り組み。

④ これらの研究成果を、随時公開し、飯舘村放射能学（仮）のようなものを構築する。
この実施に際して、村民に協力員としての謝金等の支払いをすることを検討したい。